

監 査 報 告 書

平成 21 年 6 月 22 日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長 河野博文 殿

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

監事 田村 継明 印

監事 松崎 純男 印

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の監事監査規程（以下「監査規程」という。）及び監事監査実施細則に基づき、機構の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの平成 20 事業年度における業務及び会計について平成 20 年 4 月から平成 21 年 6 月までの間監査を実施しました。本監査の結果について、以下の通り報告します。

1. 監査方法の概要

- (1) 役員会その他業務の運営に関する会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、機構の全部・室及び理事から業務の実施状況等を聴取しました。
- (2) 機構の国内支所及び海外支所において業務、会計及び財産の状況を調査しました。
- (3) 通則法第 38 条第 1 項に規定する財務諸表及び同条第 2 項に規定する決算報告書については、会計帳簿等の調査、会計監査人である新日本監査法人から監査報告及び説明等を受け、検討を加えました。
- (4) 監査の実施に当たっては、その職務を遂行するため、監査規程第 3 条第 1 項に基づき、監事室職員を補助者としました。

2. 監査結果に対する監事の意見

- (1) 機構業務の執行は、法令に従い適法に行われているものと認めます。
- (2) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 河野博文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋澤 克彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 浩明 印
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度の財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分に関する書類(案)、勘定別損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定、金属鉱業鉱害防止積立金勘定及び金属鉱業鉱害防止事業基金勘定に係る各勘定別財務諸表(利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)を除く。)並びに法人単位財務諸表が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る利益の処分に関する書類(案)及び損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 各勘定に係る決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年6月15日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

理事長 河野博文 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 樋澤 克彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 浩明 印
業務執行社員

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20事業年度の連結財務諸表、すなわち、石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)からなる勘定別連結財務諸表並びに法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)からなる法人単位連結財務諸表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、連結財務諸表について意見を表明することにある。

当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人は、上記の石油天然ガス勘定及び金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定に係る勘定別連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)及び法人単位連結財務諸表(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び特定関連会社の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上